

福岡県公報

平成二十六年四月二十五日
第三千五百九十号
増刊 ①

目次

告示 (第四百十九号 - 第四百二十号)

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

○漁業共済の加入区の設定の一部変更

公 告

○福岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱

○政府調達に関する苦情の処理手続

○政府調達に関する苦情の処理手続細則

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

告 示

福岡県告示第四百十九号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める

平成二十六年四月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱 (平成二十三年五月福岡県告示第八百号)

の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第四百二十号

漁業共済の加入区の設定 (平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号) の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令 (昭和三十九年政令第二百九十三号) 第十五条第三項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

福岡県知事 小川 洋

表中

かき西八田加入区	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧西八田漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき八屋加入区	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧八屋漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき宇島加入区	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧宇島漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき吉富加入区	吉富漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業

を

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

公告

公 告

かき吉富加入区	かき宇島加入区	かき八屋加入区	かき松江浦加入区	かき椎田町加入区	かき西八田加入区	かき椎田町加入区
吉富漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧宇島漁業協同組合の区画漁業権の水域	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧八屋漁業協同組合の区画漁業権の水域	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧松江浦漁業協同組合の区画漁業権の水域	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧椎田町漁業協同組合の区画漁業権の水域	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧西八田漁業協同組合の区画漁業権の水域	豊築漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧椎田町漁業協同組合の区画漁業権の水域
かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業	かき養殖業

に改める。

福岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年二月十四日福岡県公報第四十一号増刊①）の一部を平成二十六年四月十五日に改正したので、改正後の要綱を公告する。

平成二十六年四月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱

（目的）

第一条 県の機関が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成二十六年四月十五日知事改正決定）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、福岡県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成等）

第二条 委員会の定数は五人とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（守秘義務）

第三条 知事は、委嘱の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させるものとする。

（委員長）

第四条 委員会に、委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第五条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の議決)

第六条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第七条 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、会計管理局会計課が処理する。

(雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成八年二月九日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十六年四月十六日から施行する。

公告

政府調達に関する苦情の処理手続（平成十二年二月九日福岡県公報第千六百二十四号）の全部を平成二十六年四月十五日に次のように改正したので公告する。

平成二十六年四月二十五日

政府調達に関する苦情の処理手続

福岡県知事 小川 洋

第一 福岡県政府調達苦情検討委員会

一 福岡県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

二 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

第二 苦情の申立て

一 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

二 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

第三 期間

一 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

二 本処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。

三 本処理手続において、期間の初日は算入しない。

四 本処理手続において、期間の末日が県の休日当たるときは、期間はその翌日に満了する。

第四 参加者

一 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

二 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

三 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であつて当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第五の六に定める公示後五日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならず、当該供給者であつて通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。

四 三の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

第五 苦情の検討の手続

一 供給者は、調達手続のいずれの段階であつても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから十日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあつた後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

二 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

三 委員会は、原則として、申立て後十作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

- 1 遅れて申立てが行われた場合
- 2 協定等と無関係な場合
- 3 軽微な、又は無意味な場合
- 4 供給者からの申立てでない場合
- 5 その他委員会による検討が適当でない場合

四 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。

五 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

六 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しそ

の旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

七 契約締結又は契約執行の停止

1 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後十二作業日以内に速やかに文書で行う。

2 委員会は、原則として、契約締結後十日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

3 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

4 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

5 4の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあつた後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

6 5の通知があつた場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

八 検討

1 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

2 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

3 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求

めることができない。

4 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

5 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

7 6の承認は、いつでも取り消すことができる。

8 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

9 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

10 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

11 10の承認は、いつでも取り消すことができる。

12 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

13 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

14 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

15 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

16 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

九 一による苦情申立てはいつでも取り下げることができる。

十 関係調達機関の報告書

1 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後十四日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

イ 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

ロ 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

ハ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

2 委員会は、1に定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後七日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

3 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

第六 検討の結果及び提案

一 委員会は、苦情が申し立てられた後九十日以内（公共事業に係る苦情申立てについては五十日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

二 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

1 新たに調達手続を行う。

2 調達条件は変えず、再度調達を行う。

- 3 調達を再審査する。
- 4 他の供給者を契約締結者とする。
- 5 契約を破棄する。

三 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

四 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

五 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

六 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後十日以内（公共事業に係る苦情申立てについては六十日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

七 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

八 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

第七 迅速処理

一 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

二 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

三 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

- 1 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後六作業

日以内に、第五の十に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後五日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

2 委員会は、苦情が申し立てられた後四十五日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては二十五日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

第八 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

第九 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から三年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては五年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

第十 適用

一 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

二 本処理手続は、平成八年一月一日以降に申し立てられた苦情について適用する。

公告

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」（平成十二年二月九日福岡県公報第十六百二十四号）の全部を平成二十六年四月十五日に次のように改正したので公告する。

平成二十六年四月二十五日

政府調達に関する苦情の処理手続細則

福岡県知事 小川 洋

第一 苦情の申立て

一 提供を行うことが可能であった者の定義

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成二十六年四月十五日知事改正決定。以下「手続」という。）第二の一の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

- 1 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）
 - イ 一般競争入札に参加した者
 - ロ 指名競争入札に参加した者
 - ハ 随意契約手続に何らかの対応をした者
- 2 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者
 - イ 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
 - ロ 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
 - ハ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者
- 3 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

二 協議の終了

手続第二の二に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

三 協議の期間の取扱

手続第二の二に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

第二 期間

一 県の休日の定義

県の休日とは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条各号に掲げる日という。

第三 参加者

一 参加の意思の通知

手続第四の三に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

二 参加の通知の取下

手続第四の四の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

ロ 委員会は、手続第四の四の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

第四 苦情の検討の手続

一 郵送に係る苦情申立ての期限

手続第五の一に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

二 十作業日の緩やかな解釈

手続第五の三に基づく苦情申立ての却下については、十日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「十作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後十作業日」を超えた場合も却下することができる。

三 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は福岡県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であつて、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとなす。

四 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続第五の六の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成二十六年四月十五日福岡県政府調達苦情検討委員会委員長改正決定）により行う。

五 調達機関の定義

調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であつて、県の機関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。）とする。

六 調達機関の長の定義

調達機関の長とは、知事とする。ただし、財務規則等に基づき、知事よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、支出負担行為担当官を調達機関の長とみなす。

七 代理人についての承認の申請の方式等

イ 弁護士である代理人の権限を証明する手続第五の八の 8 の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

ロ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続第五の八の 6 の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ハ 口の書面には、代理人の権限を証明する手続第五の八の 8 の書面を添付しなければならない。

八 補佐人についての承認の申請の方式

手続第五の八の 10 の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

九 利害関係を有する者の定義

手続第五の八の 16 の「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

十 苦情申立ての取下げ

イ 手続第五の九の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

ロ 委員会は、手続第五の九の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

十一 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続第五の十の 1 の規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

十二 商業上の秘密情報の定義

手続第五の十の 3 「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて公然と知ら

れていないものをいう。

第五 検討の結果及び提案

手続第六の一及び第六の二の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

第六 苦情の受付及び処理の状況の公表

手続第八の規定に基づく公表は、「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について」（平成二十六年四月十五日知事改正決定）により行う。

公告

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成二十六年四月十五日知事改正決定）第八の規定について、平成二十六年四月十五日に「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法」（平成十二年二月九日福岡県公報第千六百二十四号）の全部を改正し、その具体的な公表方法を決定したので公告する。

平成二十六年四月二十五日

福岡県知事 小川 洋

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について

第一 公表時期

知事は四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができ。

第二 公表事項

一 政府調達苦情検討委員会へ申立てが行われた苦情は、本決定に従い、公表する。
二 公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

1 苦情番号

2 苦情申立日

3 苦情申立人（匿名も可）

4 苦情に係る調達機関名及び調達物品名又はサービス名

5 苦情の概要

6 苦情処理状況の概要

7 その他必要な事項

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表うきは市の項中

うきは市社会教育集会所	〃	浮羽町西隈上七番地二
うきは市社会教育集会所	〃	浮羽町西隈上七番地二
千年コミュニティセンター	〃	吉井町千年二四五番地一
吉井コミュニティセンター	〃	吉井町六九九番地一
福富コミュニティセンター	〃	吉井町福益一六〇七番地一
江南コミュニティセンター	〃	吉井町新治一〇六三番地一
新川コミュニティセンター	〃	浮羽町新川二五一五番地
小塩コミュニティセンター	〃	浮羽町小塩二五四八番地一
妹川コミュニティセンター	〃	浮羽町妹川二三二九番地五
田籠コミュニティセンター	〃	浮羽町田籠一一五一番地一
山春コミュニティセンター	〃	浮羽町山北七八三番地
大石コミュニティセンター	〃	浮羽町古川四七九番地
御幸コミュニティセンター	〃	浮羽町朝田三八九番地三

を

に改める。